

様式第10号(第3条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為の届出書

① 年 月 日	
宛	
届出者 住所 ② (電話) 氏名	
發生予定日時	自 年 月 日 時 ③ 至 年 月 日 時
發生場所	④
燃燒物品名 及び数量	⑤
目的	⑥
その他 必要事項	⑦
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄は、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為等の届出書

◎届出の対象となる行為

- ・たき火
 - ・アスファルト溶解（防水工事等）・ボンベの残りLPGの燃焼
 - ・キャンプファイヤー・発煙筒
 - ・ファイヤーストーム・信号煙管
 - ・消火訓練・かがり火
 - ・バルサン（防虫駆除）・砲煙筒（自衛隊）
 - ・花火・木材等を使用しての焼きいも
 - ・どんと焼き（縄、御札等の焼却）等の宗教的なもの
 - ・燻炭作成等・土器、土偶の作製のための野焼き
 - ・茅葺屋根燻作業・燃焼型防霜資材による冷霜害対策
- ※上記の外、これらに類したものも届出の対象となる場合があります。

◎注意事項

整理焼却行為は大気汚染等の環境汚染、公害等の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、付近住民からの苦情の通報が増加している傾向にあります。また、一般廃棄物及び産業廃棄物等の焼却行為は法律により原則禁止されています。

火災警報及び林野火災警報発令中は中止の連絡することがあります。

◎届出

- ・届出は行為を行う前にあらかじめ提出してください。
- ・火災警報発令時には火の使用が制限され、中止させる場合がありますので、直通の連絡先を記入してください。
- ・届出者は行為者へ確実に消火用具の準備、監視人及び終了後の後始末等を指導してください。
- ・行為場所が目標物もなく分かりにくいときは、別紙案内図を添付してください。
- ・火入禁止期間の林野での行為は行わないでください。

◎行為期間

- ・通常、期間は7日間以内となります、7日間を超える場合は再度更新届出をしてください。

◎行為時間

- ・4月1日～10月31日・・・日の出から17時まで
- ・11月1日～3月31日・・・日の出から16時まで
- ・キャンプファイヤー及びファイヤーストーム等は、原則として21時までとしてください。
- ・建設中のコンクリート等の凍結防止のための行為には時間の制限を設けませんが、上記の時間以降は防炎シート等で外部から火が見えないように処置してください。
- ・アスファルト防水工事での作業の工程上、どうしても上記の時間を超えて行う場合は、消火用具の増設、監視人の増員及び作業規模を縮小させる等の防火安全対策を講じてください。

・ 燃焼型防霜資材による冷霜害対策を行う場合は、無人とならないよう確実に監視員を配置してください。

◎記入方法

- ①届出年月日を記入してください。
- ②届出をしようとする者の住所、氏名（法人名）、電話番号を記入してください。
- ③行為をしようとする日時を記入してください。
- ④住所、目標物及び名称等の実際に行為を行う場所を記入してください。
- ⑤燃焼物等の詳細を記入してください。
- ⑥行為をする目的を記入してください。
- ⑦消火用具の種類、個数及び監視員の人数等、行為によって必要とされるものを記入してください。